

問 I - 9 - ③（公益目的事業の実施区域の定め方）

定款で公益目的事業の実施区域を定める場合には、どのように定めればいいのでしょうか。

答

- 1 新たな公益法人制度では、外形的に判断される基準により、所管の行政庁を定めることとしており（公益法人認定法第3条）、公益目的事業の実施区域に着目すると、2以上の都道府県の区域内において公益目的事業を実施することを定款で定める法人の申請先は内閣総理大臣、これ以外の法人の申請先は事業を実施する都道府県知事となっています（公益法人認定法第3条1号ロ）。

 - 2 法人が行う公益目的事業の実施区域についての定めは定款の必要的記載事項ではありませんが（一般社団・財団法人法第11条参照）^{（注）}、上述のとおり定款上の事業の実施区域の定めによって申請先が異なってきますので、定款において明らかにしておくのが望ましいでしょう。
- （注）定款の必要的記載事項とは、その全てを定款に記載しなければならない事項であり、一つでも記載を欠くと定款の効力が生じないというもの。
- 3 公益目的事業の実施区域の定め方の例としては、事業を定める部分において、「前条（前項）の事業は＜例1：日本全国、例2：〇〇地方、例3：〇〇県、・・・及び〇〇県、例4：〇〇市、例5：本邦及び海外＞において行うものとする。」といった記載が考えられます。

 - 4 なお、定款上の記載にかかわらず、公益目的事業の実施の実態が伴わなかったり不明確であったりするときには、実態に応じた申請を指導することがありますので、ご承知置き下さい。例えば、単発的に実施する事業や時期又は場所の見通しが立っていない事業についての事業区域に他県も含めている場合には、行政庁を決める際には原則として、2以上の都道府県について定めがあるものとはみなされません。共催事業等について共催等の名義貸しのみであったり、申請時に事業計画書等の提出書類から当該区域において事業を行わないことが明白であったりする場合も同様です。また、事後的にそのような状況が確認されれば、実態に沿うよう公益目的事業の変更の認定（公益法人認定法第11条第1項）を申請するよう指導することを通じて、行政庁の変更がなされることも考えられます。